仕　様　書

１．事業名

令和８年度「博物館機能強化推進事業（経営基盤強化に向けた調査研究及び博物館特化型国民意識調査）」委託業務

２．目的

令和４年度の法改正を期に、博物館には、資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及等に加え、地域連携、文化観光、デジタル化、地域活性化等の多様な役割が期待されている。一方、これらの役割を持続的に果たすためには、博物館内部の努力だけでなく、設置者が必要な人材、財源、施設及び制度等を整える必要がある。また、国の政策や自治体の意思決定をより効果的なものとするために、国民が博物館に期待する公益的価値や社会的役割等を把握することが必要である。そのために以下の二つの調査を実施する。

① 公立博物館等の経営課題への対応及び経営基盤の強化に向けた設置者と博物館の協働方策に関する調査研究

令和５年度調査（「博物館機能強化推進事業（経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実証事業）」事業報告書のうち、「自治体および公立博物館における寄付受入に関する調査研究」（以下「令和５年度調査」という。））では、公立博物館等の寄附受入れについて、３７件の事例調査と４施設への聞き取りを行い、寄附メニュー、受入れから活用までの構造、基金・税制・単年度会計等の課題及び解決策の試案を整理した。また、寄附等の外部資金を基礎的運営費の代替とせず、活動の充実に追加的に活用する必要性が示された。本調査では、これらの成果を基礎として、博物館の計画、課題及び提案を、設置者の政策、予算、人員、組織、施設整備及び制度等の意思決定へ接続する条件を明らかにする。その上で、令和９年度にモデル自治体等において有効性及び実行可能性を検証することを前提として、設置者が制度・運用を検討する際に活用できる「設置者向けガイドライン暫定版」及び設置者と博物館が課題と改善方策を共同で検討するための「設置者・博物館対話ツール試作版」を作成する。本調査における「経営改善」は、収入増加や経費削減に限らず、必要な経営資源を確保・配分し、博物館の公共的成果を持続的に向上させることをいう。

② 博物館に期待される公益的価値と社会的役割に関する国民意識調査

令和４年度の法改正以降、博物館には地域連携、文化観光、地域活性化等の多様な役割が期待されているが、我が国の文化政策における基礎資料である「文化に関する世論調査」や、各博物館における来館者調査や満足度調査では、博物館に対する社会的期待の構造は体系的に整理されておらず、国民の実情認識を国の政策や自治体の意思決定に用いることができていない。本調査では「文化に関する世論調査」の成果を踏まえつつ、博物館に特化したより詳細な分析を行い、国民が博物館に期待する公益的価値や社会的役割、博物館活動に対する評価及び課題認識を把握することで、国における博物館政策や自治体等の設置者による意思決定、博物館の経営改善や地域との対話に活用可能な基礎資料として整理する。

３．事業の内容及び実施方法

① 公立博物館等の経営課題への対応及び経営基盤の強化に向けた設置者と博物館の協働方策に関する調査研究

本調査研究においては、公立博物館等の経営課題への対応及び経営基盤の強化を図る観点から、設置者と博物館との関係性に着目し、制度面及び運用面の実態把握と分析を行い、「設置者向けガイドライン暫定版」及び「設置者・博物館対話ツール試作版」を作成する。

(1) 既存成果の整理

令和５年度調査及び博物館の経営基盤・外部資金獲得に関する既存の調査研究、社会教育調査等から博物館の運営実態に関する調査を分析し、既に事実として確認されている事項、既存調査において対応策として提示されている事項、提案後の実施状況及び効果を検証する必要がある事項並びに設置者の意思決定及び支援の観点からなお明らかになっていない事項を区分する。

必要に応じ、地方公共団体の文化政策、財政、公共施設管理、行政評価、指定管理、寄附受入れ、企業連携等に関する制度及び資料についても整理する。なお、寄附の種類、一般的な税制及び受入手続等については、必要な更新又は検証を除き、令和 5 年度調査と同様の調査を反復しない。

(2) 事例・聞き取り調査

事例調査は３事例以上とし、全ての事例について、博物館又は運営主体と設置者の双方から聞き取りを行う。具体的な対象及び選定理由は、受託者が提案するものとする。

なお、設置者側の聞き取りは、所管部門に限らず、対象事例に対する主要な意思決定を担う部門を含めること。

(3) 意思決定過程及び促進・阻害要因の分析

事例調査の対象となった具体的な取組について、政策、予算、人員、組織又は制度等への反映に至る過程を分析する。分析に当たっては、経営課題への対応を促進又は阻害する制度上、運用上及び組織上の要因を整理し、設置者又は博物館が改善可能な事項と、国その他の主体による対応が必要な事項を区分すること。

(4)「設置者向けガイドライン暫定版」の作成

(1) から (3) までの調査結果を踏まえ、設置者が、公立博物館等の経営課題への対応及び経営基盤の強化を検討する際に必要となる基本的な考え方を示す「設置者向けガイドライン暫定版」を作成する。ガイドラインには、設置者が確認すべき事項、取り得る対応の選択肢、対応に必要な条件及び留意事項並びに設置者と博物館の協働の在り方を含めること。具体的な構成、内容及び提示方法は受託者が提案し、発注者と協議の上で決定する。

(5)「設置者・博物館対話ツール試作版」の作成

(1) から (3) までの調査結果を踏まえ、設置者と博物館が、博物館の使命、活動成果、経

営課題及び必要な経営資源等について認識を共有し、優先的に取り組む課題、対応方策、実施主体及び今後の進め方を共同で整理できる「設置者・博物館対話ツール試作版」を作成する。ツールの構成、様式数、使用方法及び提示形式は、利用者の負担及び実際の利用場面を考慮し、受託者が提案し、発注者と協議の上で決定する。

(6) 令和９年度実証事業計画の作成

(4)「設置者向けガイドライン暫定版」及び(5)「設置者・博物館対話ツール試作版」の有効性及び実行可能性を、令和９年度事業においてモデル自治体等で検証するための実証計画を策定する。計画には、実証の基本的な考え方、対象の選定方針、実施方法、検証方法、実施体制、工程及び概算経費を含めること。具体的な計画内容は受託者が提案するものとする。

(7) 調査報告書の作成

(1) から (6) までの結果を取りまとめ、調査報告書を作成する。報告書では、既存資料及び公開資料から確認した事実、聞き取りにより得た情報、関係者の意見並びに受託者による分析及び提案を区分して記載する。また、個別事例に固有の事情と、複数の地方公共団体又は博物館に適用可能と考えられる事項を区分し、一般化できる範囲及び残る課題を示すこと。また、本文内容をまとめ、４ページまでに収まる「概要版」を合わせて作成し、提出すること。

②　博物館に期待される公益的価値と社会的役割に関する国民意識調査

本調査研究においては、国民が博物館に期待する公益的価値や社会的役割、博物館活動に対する評価及び課題認識を把握し、博物館に対する社会的期待の構造を明らかにする。また、回答者の属性や利用状況、利用する館種等との関係を社会の中に存在する博物館に対する多様なイメージと、博物館に対する期待を可視化する。

受託者は、主要な分析仮説及び集計に必要な精度を踏まえた提案を行うこと。回答数が十分でない区分について過度な細分化又は一般化を行わないこと。

(1) インターネットアンケート調査

全国の 18 歳以上を対象に 4,000 サンプル以上の Web 調査を実施する。年代、性別、地域等の人口構成に配慮して回収し、「文化に関する世論調査」との比較や接続も意識した設計とする。

設問にあたっては、博物館の利用状況、博物館に期待する公益的価値及び社会的役割、博物館活動に対する評価及び課題認識、公的支援及び利用者負担等に関する意識を把握すること。

具体的な調査項目、質問文、選択肢及び質問順序は受託者が提案し、発注者と協議の上で決定する。なお、博物館を利用しない回答者にもアンケートを実施することで、社会全体から見た博物館の課題を抽出すること。また、回答者の基本属性、博物館の利用経験及び利用形態等による意識の違いを分析すること。具体的な分析軸及び分析方法の提案をすること。

本調査の実施前に、調査票案を文化庁と協議するとともに、少数の対象者によるプレテストその他の方法により、設問の理解可能性、回答負担及び選択肢の妥当性を確認すること。

(2) 調査結果分析

(1) の調査結果を踏まえ、結果の集計・分析を行う。

分析の観点は以下のとおり

- 国民は博物館に対してどのような公益的価値を期待しているのかを整理する
- 国民が認識する課題や改善需要を把握する
- 対象属性の年代、家族構成、利用頻度、居住地域等の違いによって博物館に期待する役割がどのように異なるのかを分析する
- 博物館の館種、規模、立地等の違いによって期待される役割がどのように異なるのかを分析する
- 対象属性と博物館についてクロス分析を行い、社会の中に存在する博物館に対する多様なイメージと、博物館に対する期待を可視化する
- 社会全体の期待や課題認識を把握することで、博物館政策の形成、設置者による意思決定、各館の経営改善に活用できる基礎的エビデンスとなるよう分析する

(3) 調査報告書の作成

(2) の調査結果を踏まえ、調査報告書を作成する。

４．調査（委託契約）期間

契約締結日～令和９年３月３１日

５．成果物の提出

① 公立博物館等の経営課題への対応及び経営基盤の強化に向けた設置者と博物館の協働方策に関する調査研究

- 調査報告書
- 設置者向けガイドライン暫定版
- 設置者・博物館対話ツール試作版
- 令和９年度実証事業計画

成果物は電子媒体により提出するものとする。調査報告書及び設置者向けガイドライン暫定版は、PDF 形式及び編集可能な文書形式で提出すること。設置者・博物館対話ツール試作版及び令和９年度実証事業計画は、利用者が記入、加工及び更新できる文書形式又は表計算形式で提出すること。図表についても、可能な限り編集可能な形式で提出すること。

調査報告書には、調査結果を踏まえて国が当面講じ得る支援策及び令和９年度以降に検証すべき政策課題を含めること。

② 博物館に期待される公益的価値と社会的役割に関する国民意識調査

- 調査報告書
- 調査票
- 集計表
- 匿名化済みの回答データ
- 変数定義書、集計・ウェイト調整方法等の分析資料

成果物は電子媒体により提出するものとする

報告書については、内容をまとめて、４ページまでに収まる「概要版」を合わせて作成し、提出すること。

６．納入期限

令和９年３月３１日

※納入期限前であっても、文化庁からの指示に従い、受託者が行う業務等の進捗状況や結果について適宜、資料を作成して提出するものとする。その際は、電子媒体を提出すること。

７．納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関３－２－２

文化庁参事官（文化拠点担当）付　博物館振興室

８．事業規模

事業規模は、１３，０００千円（税込）を上限とする。

９．業務実施にあたっての留意事項等

① 業務の実施に当たっては、随時、その進め方等について文化庁担当者と相談し、適切に業務を遂行するものとする。

② 調査開始日から成果物納入日までの本調査研究にかかる全体スケジュール、調査研究体制、実施機関の連絡体制等について、契約締結後、速やかに文化庁担当者に書面にて説明すること。

③ 応募時の技術提案においては、実施体制及び方法について可能な限り具体的に提示するものとする。

④ 調査内容については、文化庁担当者と十分な打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせの際は資料を用意し、打合せ場所については、文化庁担当者の承認を得ること。

⑤ 調査研究の進捗状況は、少なくとも月１回以上文化庁担当者に報告すること。調査を進める際は、次に取り組むことに関する具体的な案を作成・提案し、必ず文化庁担当者の確認を得ること。なお、変更が生じた場合は速やかに報告し、文化庁担当者の確認を得ること。

⑥ 調査により知り得た情報を許可なく外部に漏らし又は他の目的に使用しないこと。

⑦ 文化庁へ納品される成果物については、内容面での修正は勿論のこと、平仄の統一等、形式面の修正を行う場合ついても速やかに適切な対応が行えるよう人員を確保し、対応すること。

⑧ その他詳細については、文化庁担当者の指示に従うこと。

１０．知的財産権等の扱い

① 成果物に関する知的財産権は、文化庁に帰属するものとする。また、成果物に含まれる受託事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の知的財産権は、それぞれ個々の著作者等に帰属するものとする。

② 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は受託事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

１１．応募者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

① 本業務や関係書類の授受等の連絡調整を迅速かつ円滑に図ることができる業務計画の策定及び組織体制表を、契約締結後すみやかに提出できること。また文化庁から連絡があった場合、速やかに対応できる体制を整えること。

② 本業務にあたり、業務管理実務に精通しているとともに、本業務を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。

③ 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(２)要求要件の詳細」に示すとおりである。

④ 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

⑤ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

⑥ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑦ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和８

年度博物館機能強化推進事業に係る技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は、別添の令和８年度「博物館機能強化推進事業（経営基盤強化に向けた調査研究及び博物館特化型国民意識調査)」に係る総合評価基準」に基づくものとする。

（2） 要求要件の詳細

１　事業の内容及び実施方法

1-1　事業の目的及び趣旨との整合性

＊ 1-1-1　事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。

＊ 1-1-2　博物館および博物館職員等の特性を的確に捉え、事業の目的・趣旨をよく理解していること。

1-2　事業内容の妥当性、独創性

＊ 1-2-1　国の事業として妥当な内容であること。

＊ 1-2-2　事業内容が国民一般にとって分かり易いものとなっていること。〔事業の実施方法等に創意工夫があれば加点する。〕

＊ 1-2-3　仕様書記載の業務内容について全て提案していること。

1-3　実施方法の妥当性・独創性

＊ 1-3-1　実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。

＊ 1-3-2　事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。〔日程、人員、作業手順等が効率的であれば加点する。〕

２　事業実施主体の適格性

2-1　実施体制の適格性

＊ 2-1-1　事業遂行可能な人員が確保されていること。〔効果的な人員体制となっていれば加点。〕

＊ 2-1-2　国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。

2-2　知的、専門性等の有無

＊ 2-2-1　当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。[関連機関との協力体制構築のための幅広い知見・ネットワークを有していればその内容に応じて加点する。]

2-3　実績の有無

2-3-1　業務従事予定者が過去に類似の事業等に携わった実績があれば加点する。

2-4　経理処理能力の適格性

＊ 2-4-1　事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。

３　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

3-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組

3-1-1　以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）。
○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

４　賃上げを実施する企業に関する指標

4-1　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

4-1-1　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

4-1-2　入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

１２．検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

１３．守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

１４．届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

１５．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・4-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・4-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票

合計表（375)」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

１６．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１７．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１８．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。